

発言者	発言要旨
会長	今回の議題である審議事項「個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用」について事務局へ概要の説明を求める。
事務局	・制度改正の概要を説明
会長	これより各項目について審議を始める。はじめに1－(1)「個人情報開示請求の手数料」について事務局へ説明を求める。
事務局	・1－(1)について説明
会長	このことについて何か質問はあるか。
委員	国や他の地方公共団体からの請求の場合、手数料は徴収しているのか。
事務局	公用請求については徴収していない。
委員	写しの費用の想定平均負担額90円とは根拠があるのか。
事務局	想定平均負担額は過去3年分の平均値を基に算出しているが、当然請求内容によって変わってくるので、あくまでも参考として見ていただきたい。
委員	令和3年度の個人情報開示請求の内訳はどのようなものか。また受益者負担の視点や一定期間経過後の見直しも考慮する必要があるのではないか。
事務局	請求件数が多いのは市県民税の申告書の写し等である。これまでは自己情報コントロール権に基づくことを理由に徴収していないが、受益者負担の原則により徴収するのも一つの方法である。また、ご指摘のとおり、数年に一度、実績等を勘案し見直すことも必要かと考える。
委員	他の地方公共団体のヒアリング等はしているのか。
事務局	現状では大半の市町村が徴収していない。制度改正に向け検討中と思われる。
委員	手数料額について無料とするのかもしくは受益者負担とするのか、その辺りの検討は何を基準に判断すればよいか。
事務局	当然の権利として誰にでも保障されている自己情報コントロール権と受益者負担の原則とを勘案し判断することになると考える。
委員	手数料の改正はどのように行うのか。
事務局	手数料は条例で規定することとなるので、変える場合は条例改正になる。
委員	開示請求の内容によって徴収額に差をつけることは可能か。
事務局	情報公開請求との兼ね合いもあり選択肢には入れなかったが、国からは、交付枚数に応じて従量制の手数料とすることも可能との見解が示されている。
会長	事務局案以外で方針案はあるか。

会 長	(なし) 1 - (1) については事務局案で調整することとし、①案にするか②案にするかは次回確認する。
事 務 局	次に1 - (2) 「行政機関等匿名加工情報の提案募集及び当該事務の手数料」について事務局へ説明を求める。
会 長	・ 1 - (2) について説明
事 務 局	提案募集とは何か。また、どこに対して需要があるのか。
会 長	市から世間一般に向けて、市が保有する個人情報ファイルについて匿名加工情報の提供を望む者を募集するもので、対象は主に民間企業となると思われる。
事 務 局	手数料は取得者が支払う認識でよいか。
委 員	そのとおりである。
事 務 局	市役所内の各課間での活用はないのか。
委 員	市の内部では業務に必要な範囲内であれば、保有個人情報を別の目的で利用できる。
事 務 局	民間企業等はいかなる場面で匿名加工情報を使用するのか。
委 員	企業のマーケティング戦略等に活用されるのではないかと思われる。
事 務 局	提案において、使用目的等は記載するのか。
委 員	提案書の内容については確認の上、次回報告する。
事 務 局	仮に手数料に関する規定を設ける場合、どれくらいになるのか。
委 員	国では、基本業務代21,000円+作業代3,950円/時間となっているが、自治体では具体的な金額や算定基準を条例で定めることとなる。
事 務 局	川口市として、市政のためになることであれば、行ったほうが良いのではないか。
会 長	法の目的には個人情報の適正かつ効果的な活用が掲げられており、その目的を果たす要素の一つとなるものである。一方で、これまで依頼を受けた実績はなく、匿名加工するとはいえ利活用に疑問を持っている方も少なからずいるので、ニーズや反応、他市の動向を注視しながら判断していきたいと考えたものである。
会 長	事務局案以外で方針案はあるか。
会 長	(なし)
事 務 局	1 - (2) については事務局案で調整する。
事 務 局	次に2 - (1) 「条例要配慮個人情報」について事務局へ説明を求める。
事 務 局	・ 2 - (1) について説明

副 会 長	条例で規定しない場合、情報の管理方法はどうなるのか。
事 務 局	特に変わらない。どのような個人情報であっても厳重に取り扱うものである。
会 長	① 案の場合、具体的にどのような効果があるのか。
事 務 局	取扱自体は変わらないが、後ほど説明する個人情報ファイル簿に掲載される。
委 員	「生活保護受給情報」を要望した課以外は個人情報の取扱いについて、どのように考えているのか。
事 務 局	その他の課においても、個人情報は厳重に管理している。
委 員	① 案の場合、市の労力はどの程度になるか。
事 務 局	現段階では不明だが、密接に関係する生活福祉課へは事前に確認をする。
委 員	生活保護受給情報などを複数課で共有するのは危険ではないか。
事 務 局	例えば、税の免除や保険加入の資格確認等に必要な情報であるので、業務上必要なものであり、かつ本人の権利利益を不当に害するものでなければ、現在も法改正後も内部での利用は認められている。
会 長	事務局案以外で方針案はあるか。 (なし)
会 長	2－(1)については事務局案で調整することとし、①案にするか②案にするかは次回確認する。
事 務 局	次に2－(2)「個人情報取扱事務登録簿」について事務局へ説明を求める。 「個人情報取扱事務登録簿」については、調査結果の精査が終わっていないため、方針について再度検討したうえで改めて示したい。
会 長	説明のとおり、調査結果を精査したうえで、改めて方針を提案したいとのことだがよいか。 <異議なし>
会 長	それでは、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿について事務局へ説明を求める。
事 務 局	・個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿について説明
会 長	具体例はあるか。
事 務 局	現在の個人情報取扱業務登録票と同様、個人情報の利用目的や取扱状況等を明らかにするための帳簿であるが、作成単位が事務単位とファイル単位で異なる。
委 員	ファイル簿と事務簿で項数が異なる理由はあるか。
事 務 局	規定する項目が異なることが理由と考えるが、必要に応じて備考欄を活用することも可能かと思われる。

会 長	<p>それでは本件については次回以降に再度協議する。</p> <p>次に2－(3)「個人情報開示請求等の決定期限」及び3－(1)「情報公開請求の決定期限」について事務局に説明を求める。</p>
事 務 局	<p>・2－(3)及び3－(1)について説明</p>
会 長	<p>このことについて何か質問はあるか。</p>
委 員	<p>個人情報開示請求と情報開示請求について、開示判断の難易度に差はあるか。</p>
事 務 局	<p>ものにもよるが、どちらかといえば個人情報開示請求の方が難しいものが多いように思われる。</p>
委 員	<p>それぞれの決定期限に差が生じる理由は何か。</p>
事 務 局	<p>現行制度では両請求とも条例に基づく期限のため同じだが、法改正後は個人情報が法律、情報公開が条例の期限が適用されることによるものである。</p>
会 長	<p>2－(3)について事務局案以外で方針案はあるか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
会 長	<p>3－(1)について事務局案以外で方針案はあるか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
会 長	<p>2－(3)、3－(1)ともに事務局案をもとに調整していくが、3－(1)については①案と②案が示されている。何か質問はあるか。</p>
委 員	<p>決定期限が今よりも延びると市としてはどうなるか。</p>
事 務 局	<p>若干の余裕が生まれると思われるが、これまでも決定期限を待たずに用意が整い次第開示しているので、実務上の影響は少ないと思われる。</p>
委 員	<p>今後コロナ関連の申請が多くなることが想定されるので、決定期限が多少延びても良いのではないか。</p>
会 長	<p>3－(1)については事務局案をもとに調整することとし、①案にするか②案にするかは次回確認する。</p> <p>次に2－(4)「その他」について事務局へ説明を求める。</p>
事 務 局	<p>・2－(4)について説明</p>
会 長	<p>このことについて何か質問はあるか。</p>
	<p>(なし)</p>
会 長	<p>事務局案以外で方針案はあるか。</p>
	<p>(なし)</p>
会 長	<p>2－(4)については事務局案をもとに調整する。</p> <p>3－(2)「情報公開請求における開示の実施の申出」について事務局へ説明</p>

事務局	を求める。
会長	・ 3 - (2) について説明
委員	このことについて何か質問はあるか。
事務局	過去に濫用的な事例はあるか。
委員	本市ではないが、他市では権利濫用とされた事例もある。
事務局	決定通知書に開示日は記載されるのか。
会長	請求者と公開日を調整できる場合は記載している。
委員	事務局案以外で方針案はあるか。
会長	(なし)
	3 - (2) については事務局案をもとに調整する。